酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十九号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号を」を「法人番号を」に改め、「又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十九条第一項第一号中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十三条第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

第三十四条第一項第二号中「法第二十八条第一項各号」を「同項各号」に改め、同条第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

第三十四条の二第二項第一号及び第五項第一号、第三十五条第四項第一号並びに第三十七条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

第三十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項ただし書に規定する方法により第三項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第四十条第三項中「から第五項まで」を「、第四項及び第六項」に改める。

第五十三条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号、第五十六条第四項第一号並びに第五十六条の二第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第三十九条の改正規定及び第四十条第三項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の酒税法施行令（以下「新令」という。）第十八条の二第二項第一号、第三十三条第一号、第三十四条第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号、第三十四条の二第二項第一号及び第五項第一号、第三十五条第四項第一号、第三十七条第一項第一号、第五十三条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号、第五十六条第四項第一号並びに第五十六条の二第一項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第十八条の二第二項、第三十三条、第三十四条第三項、第三十四条の二第二項、第三十七条第一項若しくは第五十六条第四項の申請書、新令第三十四条第二項若しくは第五十六条の二第一項の書面、新令第三十四条第四項若しくは第三十五条第四項の書類、新令第三十四条の二第五項の届出書、新令第五十三条第一項の製造設備申告書又は同条第三項から第五項までの申告書について適用し、同日前に提出したこの政令による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第十八条の二第二項、第三十三条、第三十四条第三項、第三十四条の二第二項、第三十七条第一項若しくは第五十六条第四項の申請書、旧令第三十四条第二項若しくは第五十六条の二第一項の書面、旧令第三十四条第四項の書類、旧令第三十五条第四項の届出書、旧令第五十三条第一項の製造設備申告書又は同条第三項から第五項までの申告書については、なお従前の例による。

3　新令第三十九条第五項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する酒税法第三十条の二第一項又は第二項の申告書について適用し、同日前に提出した同条第一項又は第二項の申告書については、なお従前の例による。

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号」に、「第二条第五項」を「第二条第十五項」に、「個人番号をいう」を「法人番号をいう」に改め、「又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第四条第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削り、同条第六項第一号中「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「個人番号を有しない個人又は」を削る。

第九条第二項第一号及び第十条第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は」を「及び氏名又は名称並びに法人にあつては、」に改め、「（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」を削る。

第十一条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第十三条第三項中「から第四項まで」を「、第三項及び第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び第十三条第三項の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。